

犬山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため交付する合併処理浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 浄化槽であって、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第1条の2の基準を満たし、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助金指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）が適用される場合にあっては、その定める基準及び別表第1に掲げる要件に適合するものをいう。
- (3) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）による改正前の法第2条第1号に規定する浄化槽のうちし尿のみを処理するものをいう。
- (4) 汲み取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的に汲み取り処分する方式の便槽をいう。
- (5) 転換 既設の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の使用を廃止し、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を伴わない合併処理浄化槽の設置をいう。
- (6) 設置費 転換に伴う合併処理浄化槽本体の設置工事に要する費用をいう。
- (7) 撤去費 転換に伴う既設の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の

撤去に要する費用をいう。

- (8) 宅内配管工事費 転換に伴う合併処理浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水を流入する管をいう。）、升及び住民の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置工事に要する費用をいう。
- (9) 住宅等 合併処理浄化槽を設置しようとする建物及びその土地をいう。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、市内（犬山市公共下水道事業計画区域及び犬山市農業集落排水計画区域を除く。）において転換しようとする者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出をせず、又は同条第2項の期間を経過せずに合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 申請者と住宅等の所有者とが異なる場合で、合併処理浄化槽の設置について住宅等の所有者の承諾が得られない者
- (3) 市内に住所を有しない者（合併処理浄化槽の設置が完了し、居住が可能となった日から1月を経過する日又は第5条の申請をした日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに市内に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録をし、及び居住する者を除く。）
- (4) 自らの居住を目的とする住宅以外に合併処理浄化槽を設置する者
- (5) 5人槽から10人槽まで以外の合併処理浄化槽を設置する者
- (6) 合併処理浄化槽の設置を第5条の申請の日の属する年度の3月10日までに完了できないと見込まれる者

（補助金額）

第4条 補助金の額は、設置費、撤去費及び宅内配管工事費の額とし、別表第2に掲げる額を限度とする。ただし、1,000円未満

の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 法第5条第2項の期間を経過したことを明らかにする同条第1項の規定による浄化槽設置届出書の写し
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 既設の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の写真及び位置図（写真にあっては、撮影年月日を明らかにするものとする。）
- (4) 配置図及び排水経路図（設置する合併処理浄化槽へ流入するし尿及び家庭雑排水の配管並びに升が明記されたものとする。）
- (5) 合併処理浄化槽設置工事見積書の写し（撤去費又は宅内配管工事費について補助金の交付を受けようとする場合にあっては、それぞれの内訳が明記されたものに限る。）
- (6) 合併処理浄化槽の設置工事を行う事業者との工事請負契約書の写し
- (7) 全国浄化槽推進市町村協議会で規定する有効な登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- (8) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会の浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証（市町村用）
- (9) 浄化槽設備士免状の写し及び昭和62年以前に資格を取得した浄化槽設備士にあっては小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写し
- (10) 一般財団法人日本建築センターが交付する型式適合認定書並びに仕様書及び図面の写し
- (11) 承諾書（様式第2）（申請者及び住宅等の所有者が異なる場合に限る。）
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 前項第11号の承諾書には、当該承諾に係る住宅等の所有者が署

名し、又は記名押印しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は前項の規定により、補助金の交付を決定したときは補助金交付決定通知書(様式第3)により、不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書(様式第4)により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、当該決定の後において当該決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更する場合は、あらかじめ変更承認申請書(様式第5)に第5条各号に掲げる書類(当該変更の内容を明らかにするものに限る。)を添付して市長に提出しなければならない。ただし、着工予定年月日又は事業完了予定年月日のみを変更する場合には、当該申請を要しない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更等を認めたときは、補助金変更決定通知書(様式第6)により補助対象者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第8条 補助対象者は、補助事業を中止するときは、あらかじめ補助事業中止申請書(様式第7)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、補助事業中止決定通知書(様式第8)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了した日から1月を経過する日又は当該補助事業を行った日の属する年度の3月10日(3月10日が休日の場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日)のいずれか早い日までに実績報告書(様式第9)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 一般社団法人愛知県浄化槽協会との浄化槽法定検査契約書（7条・11条検査）の写し
- (3) 一般社団法人愛知県浄化槽協会に提出した浄化槽法定検査依頼書〔第7条及び11条（継続）〕（市町村用）（法第7条及び第11条に規定する検査手数料が納入済であることがわかるものとする。）
- (4) 工事施工に係る写真で、次に掲げる事項が確認できるもの（撮影年月日が分かるものとする。）
 - ア 工事着工前の状況
 - イ 浄化槽全体図
 - ウ 浄化槽設備士が実地にて監督又は工事をしていること
 - エ 基礎工事における栗石地業及びすてコンクリートの施工
 - オ 据付工事における水平確認及び水じめ及び突き固め作業
 - カ バルブの操作等、浄化槽の維持管理が容易に行えること
 - キ 合併処理浄化槽の型式認定証
 - ク 工事完了後の状況（工事着工前と同一地点から撮影したものの）
 - ケ 宅内配管工事の状況（宅内配管工事費について補助金の交付を受けようとする場合に限る。）
 - コ 既設単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の廃止
 - サ その他工事経過
- (5) 浄化槽設備士による施工状況確認書
- (6) 法第11条の3の規定による浄化槽使用廃止届出書の写し又は汲み取り便槽廃止証明書（様式第10）
- (7) 合併処理浄化槽の設置工事に係る領収書の写し（撤去費又は宅内配管工事費について補助金の交付を受けようとする場合にあっては、それぞれの内訳が明記されたものに限る。）

- (8) 法第10条の2第1項の規定による浄化槽使用開始報告書の写し
- (9) 既設の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の最終清掃実施記録の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 前項第6号の証明書には、当該証明に係る浄化槽設備士が署名し、又は記名押印しなければならない。

(交付額の確定)

第10条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施行の現場において確認し、当該報告に係る事業の成果が第6条第2項及び第7条第2項の通知の内容に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書（様式第11）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 市長は、前条の通知を行った後において、補助金交付請求書（様式第12）による補助対象者からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、

現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

別表第 1（第 2 条関係）

消費電力基準

人槽(人)	消費電力(W) (通常型)	消費電力(W) (BOD10mg/L以下)	消費電力(W) (リン除去型)
5	39	53	83
7	55	75	90
10	75	102	157

別表第 2（第 4 条関係）

人槽	補助金額（限度額）		
	設置費	宅内配管 工事費	撤去費
5人槽	332,000円	330,000円	単独処理浄化槽にあ っては15万円、汲 み取り便槽にあつて は12万円
6人槽及び7人槽	414,000円		
8人槽から10人 槽まで	548,000円		